

南丹市立小学校再編整備計画

平成 25 年 7 月 3 日

南丹市教育委員会

1. 本計画の位置付け

本計画は、南丹市がめざすまちづくりの方向性を示した『南丹市総合振興計画（後期基本計画）』に基づき、小学校の再編整備の具体化を図る計画として位置付ける。

2. 理 念

今日的な喫緊の課題である安全・安心な学校づくりを推進するとともに、ふるさと南丹市を愛する心を育み未来に向かってたくましく生きる力を育成する小学校教育の更なる充実を図る。

3. 整備方針

急速な少子化が進行する本市の状況に鑑み、上記の理念を踏まえ、児童一人一人の豊かな学びと発達を最大限に育むことができる小学校の教育環境を実現するため、以下の基本的な考え方にに基づき、再編整備を推進する。

- (1) 「学校教育環境整備等検討委員会」の答申を踏まえ、学力形成及び人格形成の両側面から、1 学級あたり少なくとも 18 名から 20 名程度で学習及び生活ができる児童集団を確保する再編とする。
- (2) 通学区域の設定にあたっては、地域性や交通体系を考慮するとともに、義務教育 9 年間を見通した小学校と中学校の効果的な連携を図る観点から、同一中学校ブロック内における再編とする。
- (3) 計画的な再編を進めるため、安全・安心な教育環境を確保する学校施設の耐震化計画等を見通しや、今後の教職員の計画的な異動・配置の他、再編に係る条件整備の内容を勘案した再編とする。

4. 再編内容

(ア) 再編後の小学校通学区域数

現状の 17 通学区域から順次再編を進め、平成 28 年度には 7 通学区域とする。

(イ) 再編後の中学校ブロック別小学校通学区域数

- ① 園部中学校ブロックにおける小学校通学区域数は、再編して 2 とする。
- ② 八木中学校ブロックにおける小学校通学区域数は、再編して 2 とする。
- ③ 殿田中学校ブロックにおける小学校通学区域数は、2 とする。
- ④ 美山中学校ブロックにおける小学校通学区域数は、再編して 1 とする

5. 計画事項

本計画においては、殿田中学校ブロックを除く各中学校ブロックにおける再編対象校毎に、下記事項に関する内容を明記する。

- (1) 通学区域及び拠点校舎
- (2) 施設等整備
- (3) 学校名
- (4) 通学方法
- (5) 校章及び校歌
- (6) 再編年度
- (7) 再編校の史資料等の保存

6. 各ブロック毎の再編

〔園部中学校ブロック〕

〔1〕園部小学校、摩気小学校、西本梅小学校の再編

- (1) 通学区域及び拠点校舎について
園部小学校区域及び摩気小学校区域並びに西本梅小学校区域を 1 通学区域として、拠点校舎を現行の園部小学校校舎とする。
- (2) 施設等整備について
再編により増加する学級数の確保に係る整備を行いつつ、より一層、安全・安心な学校教育環境の整備を推進する。
- (3) 学校名について
拠点校舎とする学校名は、各中学校ブロックの地域名を冠することを共通の考え方とし、「園部小学校」とする。

- (4) 通学方法について
再編により新たな通学経路となる区域は、原則としてスクールバス通学とし、他の区域は従来どおりとする。
- (5) 校章及び校歌について
再編対象校の学校・PTA・地域等の関係者で構成する「制定委員会」において決定する。
- (6) 再編年度について
平成 27 年度の再編とする。
- (7) 再編校の史資料等の保存について
再編校の史資料等保存については別途検討する。

[2] 園部第二小学校、川辺小学校の再編

- (1) 通学区域及び拠点校舎について
園部第二小学校区域及び川辺小学校区域を 1 通学区域として、拠点校舎を現行の園部第二小学校校舎とする。
- (2) 施設等整備について
より一層、安全・安心な学校教育環境の整備を推進する。
- (3) 学校名について
拠点校舎とする学校名は、各中学校ブロックの地域名を冠することを共通の考え方とし、「園部第二小学校」とする。
- (4) 通学方法について
再編により新たな通学経路となる区域は、原則としてスクールバス通学とし、他の区域は従来どおりとする。
- (5) 校章及び校歌について
再編対象校の学校・PTA・地域等の関係者で構成する「制定委員会」において決定する。
- (6) 再編年度について
平成 27 年度の再編とする。

- (7) 再編校の史資料等の保存について
再編校の史資料等保存については別途検討する。

〔八木中学校ブロック〕

〔1〕八木小学校、吉富小学校の再編

- (1) 通学区域及び拠点校舎について
八木小学校区域及び吉富小学校区域を1通学区域として、拠点校舎を現行の八木小学校校舎とする。
- (2) 施設等整備について
南丹市総合振興計画に基づき、平成27年度に至るまでに、耐震化並びに大規模改造等を進め、より一層、安全・安心な学校教育環境の整備を推進する。
- (3) 学校名について
拠点校舎とする学校名は、各中学校ブロックの地域名を冠することを共通の考え方とし、「八木西小学校」とする。
- (4) 通学方法について
再編により新たな通学経路となる区域は、原則としてスクールバス通学とし、他の区域は従来どおりとする。
- (5) 校章及び校歌について
再編対象校の学校・PTA・地域等の関係者で構成する「制定委員会」において決定する。
- (6) 再編年度について
平成27年度の再編とする。
- (7) 再編校の史資料等の保存について
再編校の史資料等保存については別途検討する。

[2] 富本小学校、新庄小学校、神吉小学校の再編

(1) 通学区域及び拠点校舎について

富本小学校区域及び新庄小学校区域並びに神吉小学校区域を1通学区域として、拠点校舎を現行の富本小学校校舎とする。

(2) 施設等整備について

南丹市総合振興計画に基づき、平成27年度に至るまでに、耐震化並びに大規模改修等を進め、より一層、安全・安心な学校教育環境の整備を推進する。

(3) 学校名について

拠点校舎とする学校名は、各中学校ブロックの地域名を冠することを共通の考え方とし、「八木東小学校」とする。

(4) 通学方法について

再編により新たな通学経路となる区域は、原則としてスクールバス通学とし、他の区域は従来どおりとする。

(5) 校章及び校歌について

再編対象校の学校・PTA・地域等の関係者で構成する「制定委員会」において決定する。

(6) 再編年度について

平成27年度の再編とする。

(7) 再編校の史資料等の保存について

再編校の史資料等保存については別途検討する。

[美山中学校ブロック]

[1] 知井小学校、平屋小学校、宮島小学校、鶴ヶ岡小学校、大野小学校の再編

(1) 通学区域及び拠点校舎について

知井小学校区域、平屋小学校区域、宮島小学校区域、鶴ヶ岡小学校区域、大野小学校区域を1通学区域として、拠点校舎を現行の宮島小学校校舎とする。

(2) 施設等整備について

本校舎は木造校舎であることから、より一層、安全・安心な学校教育環境の整備を推進する。なお、原子力防災対応に関する整備については今後の検討課題とする。

(3) 学校名について

拠点校舎とする学校名は、各中学校ブロックの地域名を冠することを共通の考え方とし、「美山小学校」とする。

(4) 通学方法について

再編により新たな通学経路となる区域は、原則としてスクールバス通学とし、他の区域は従来どおりとする。

(5) 校章及び校歌について

再編対象校の学校・PTA・地域等の関係者で構成する「制定委員会」において決定する。

(6) 再編年度について

平成28年度の再編とする。

(7) 再編校の史資料等の保存について

再編校の史資料等保存については別途検討する。

7. 再編整備に当たっての配慮事項

- ① 再編に係る個別的な事項等については、再編校毎にきめ細かく説明するとともに、可能な限り要望等の実現に努める。
- ② 各学校で進められている特色ある教育を引き継げるよう、再編対象校間の協議を積極的に促すなど、十分な配慮を行う。
- ③ 児童の不安や動揺を最小限にするため、教職員配置等において十分な配慮がなされるよう京都府教育委員会に要請する。
- ④ 円滑な移行ができるよう、再編対象校間で実施される児童やPTAの各種交流事業等を支援する。